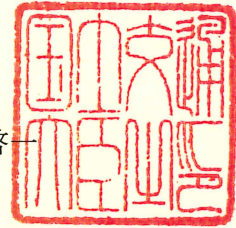


認 定 書

国住指第 4517-1 号
平成 28 年 4 月 25 日

信州木材認証製品センター
理事長 細川 忠國 様

国土交通大臣 石井 啓一



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MWCM-0031
2. 認定をした構造方法等の名称
信州型接着重ね梁 Aタイプ（カラマツ A3・カラマツ A4）
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

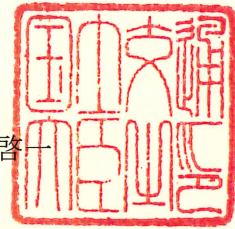
（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住指第 4517-2 号
平成 28 年 4 月 25 日

信州木材認証製品センター
理事長 細川 忠國 様

国土交通大臣 石井 啓一



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた木質複合軸材料に係る
許容応力度及び材料強度について、平成 13 年国土交通省告示第 1540 号第二第三号の規定
に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号
MWCM-0031
2. 認定をした構造方法等の名称
信州型接着重ね梁 Aタイプ (カラマツ A3・カラマツ A4)
3. 指定する数値
別紙の通り

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。

(別紙)

表 1 木質複合軸材料の材料強度

種類	部材寸法 (mm)	曲げ (強軸) F_b (N/mm ²)	せん断 F_s (N/mm ²)	めり込み F_{cv} (N/mm ²)
カラマツ A 3	105～150×360	20.5	2.1	7.8
カラマツ A 4	105～150×450	19.6	2.1	7.8

表 2 木質複合軸材料の短期・長期許容応力度

	長期に生ずる力に対する 許容応力度 (N/mm ²)	短期に生ずる力に対する 許容応力度 (N/mm ²)
曲げ (強軸)	$(1.1 \times F_b) / 3$	$(2 \times F_b) / 3$
せん断	$(1.1 \times F_s) / 3$	$(2 \times F_s) / 3$
めり込み	$(1.1 \times F_{cv}) / 3$	$(2 \times F_{cv}) / 3$

F_b 、 F_s 、 F_{cv} : 表 1 参照

(備考) 積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は表 2 の数値に 1.3 を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は表 2 の数値に 0.8 を乗じて得た数値とする。